

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について

【第Ⅱ期計画（案）の構成及びスタイル】

- 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 55 条第 3 項の規定に基づく統計委員会の意見である「平成 24 年度統計法施行状況に関する審議結果」における次期計画に関する基本的な考え方を最大限尊重した上で、同法第 4 条に規定する公的統計の整備に関する基本的な計画の策定要件及び現行計画のスタイル（本文及び別表形式）を踏まえ、可能な限り取組内容を具体化・明確化。

なお、個別基幹統計の答申事項や統計法施行状況に関する審議の状況等を踏まえ、一部の取組事項を新たに追加。

<構成>

- 第 1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針
- 第 2 公的統計の整備に関する事項
- 第 3 公的統計の整備に必要な事項
- 第 4 基本計画の推進

統計法第 4 条第 2 項の規定に基づく事項

※ 章立て及び項目構成は、「平成 24 年度統計法施行状況に関する審議結果」を原則踏襲。ただし、第 4 については、現行計画に記載している事項と各種法定計画等との関係を追加。

<スタイル>

- 本 文：取組経緯、今後の必要性、現行計画から継続して取り組む事項、更なる発展や充実を図る事項の方向性等を記載
別 表：平成 26 年度からの 5 年間に講ずる個別・具体的施策、担当府省及び実施時期を記載（第 2 及び第 3 部分のみ）

※ 1 統計法第 4 条第 3 項の規定を踏まえ、別表の「具体的な措置、方策等」欄における各事項について、基幹統計に係る事項を「◎」、その他の公的統計に係る事項を「○」として整理（基幹統計に係る事項は、現行の基幹統計又は基幹統計調査における個別具体的な措置等に限定）。

2 別表の「実施時期」欄は、具体的な措置等が検討の場合、可能な限り検討の終期（結論を得る時期）を、実施の場合、実施する時期（開始時期）を記載。

公的統計の整備に関する基本的な計画（案） （抄）

（※下線は、「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果」からの主な変更点）

第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）（以下「第Ⅰ期基本計画」という。）においては、統計法（平成19年法律第53号）第1条の「公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること」を達成するため、①統計の体系的整備、②経済・社会の環境変化への対応、③統計データの有効活用の推進、④効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用を、施策展開に当たっての基本的な視点と位置付け、これらの視点に基づき各種の施策を展開することを基本的な方針としている。

各府省では、これらの視点を踏まえた具体的施策として、①経済構造統計（基幹統計）の創設、②国民経済計算（基幹統計）の推計精度の向上、③事業所母集団データベースの構築、④委託による統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）並びに匿名データの作成及び提供の推進等に取り組むなど、おおむね計画に沿った取組を進めているものの、統計調査の実施や公的統計の作成及び提供に係る予算及び人員（以下「統計リソース」という。）の確保等を含め、公的統計を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

一方、公的統計は、「証拠に基づく政策立案」（evidence-based policy making）を推進し、学術研究や産業創造に積極的な貢献を果たすことが求められている。この要請に応え、経済や雇用動向等をより適時・的確に捉える統計を作成及び提供するためには、平成26年度からの「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）における施策展開に当たっての基本的な視点を、より一層重点化、明確化することが必要となっている。また、これらの基本的な視点は、同計画に掲げられた取組全般の横断的な方針としての性格を併せ持つことも必要である。

このため、第Ⅱ期基本計画においては、第Ⅰ期基本計画における重要な目標でもある「統計の有用性の確保・向上」の達成を引き続き目指し、統計の体系的整備を推進するため、以下の視点に重点を置いた各種施策を、政府一体となって推進する。

1 統計相互の整合性の確保・向上

基幹統計を中心とした公的統計の体系的整備に当たって、経済構造統計及び関連した大規模統計に関する新たな枠組みを構築するなど、統計相互の整合性の確保・向上を図る。

また、雇用・労働関連の用語や定義等を整理するなど、統計相互の比較可能性の向上を図る。

さらに、関連する経済統計調査において、共通して把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードを活用した統計を作成するなど、新たな統計整備の在り方についても検討する。

2 国際比較可能性の確保・向上

国民経済計算の整備に当たって、平成20年（2008年）から21年（2009年）にかけて国際連合統計委員会において採択された国際基準である2008 S N Aへの対応など、国際比較可能性の確保・向上を図る。

また、各種の統計における国際基準、ガイドライン等の検討に寄与するとともに、その検討動向を踏まえた統計の作成及び提供に努める。なお、国際比較可能性の確保・向上に際しては、報告者の負担や実査可能性にも留意する。

3 経済・社会の環境変化への的確な対応

「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における①グローバル化を活かした成長（国際展開戦略）、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。

また、同閣議決定における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。

あわせて、統計の作成及び提供の基盤ともなる実査体制の機能維持を含めた必要な統計リソースの確保及び国民の理解増進に努めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、日頃から災害発生時等の備えを強化する。

4 正確かつ効率的な統計作成の推進

厳しい行財政事情や調査環境の現状を踏まえ、行政記録情報の更なる活用、情報通信技術（ICT）の進展を勘案したオンラインを利用した調査（以下「オンライン調査」という。）の推進を図るなど、統計の精度を確保しつつ、効率的に統計を作成及び提供する。

また、事業所母集団データベースを活用し、統計作成の正確性及び効率性を向上させるとともに、統計調査に係る重複是正や調査事項の縮減を図るなど、報告者の負担軽減を図る。

5 統計データの透明化・オープン化の推進

統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加え、プロセス保証の導

入を検討するなど、統計作成過程における透明性の一層の向上を図る。

また、オーダーメイド集計について、利用条件を緩和する方向で検討を行うなど、セキュリティレベルや匿名性の程度を踏まえ、統計データの利用形態に応じた提供を検討する。

さらに、政府統計の総合窓口（e-Stat）について、API機能^(注1)の提供や地図で見る統計（統計GIS）等の充実に向けた技術的研究を推進するなど、統計データのオープン化の取組を一層推進する。

(注1) 統計データを、プログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式[API (Application Programming Interface)]で提供する機能

第Ⅱ期基本計画諮問案と平成24年度統計法施行状況に関する審議結果との比較

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

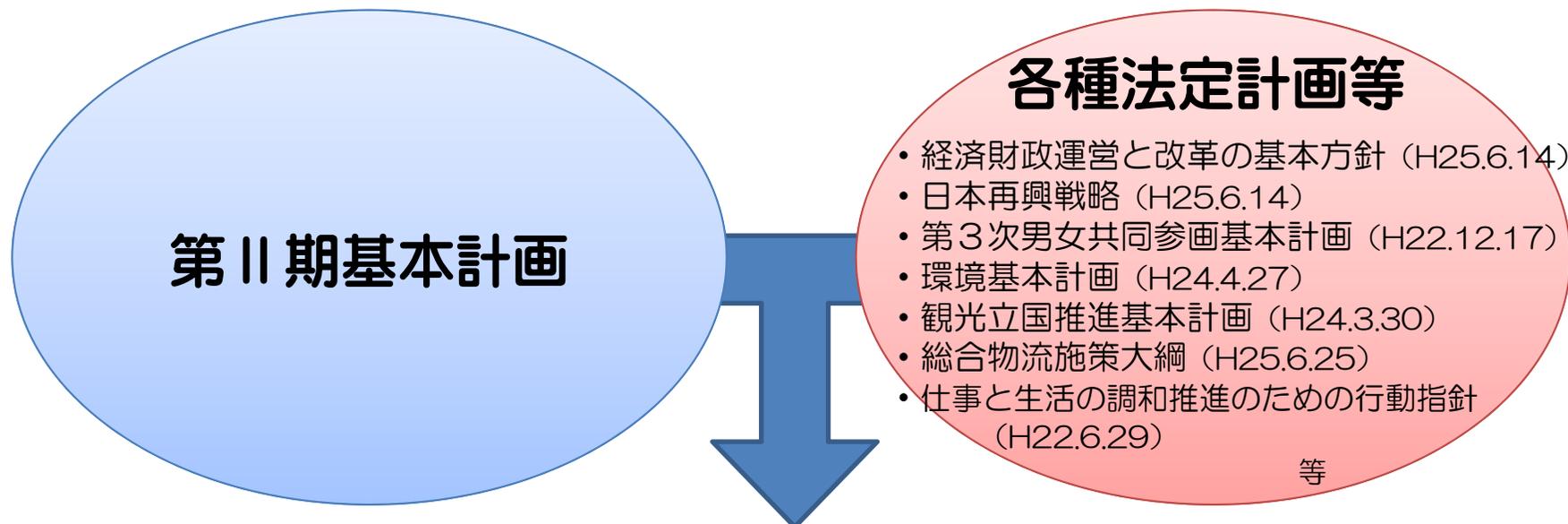
平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
<p>次期基本計画に掲げる各種施策をより一層効果的に実施するため、引き続きこれらの組織を活用しながら、府省間の密接な連携及び適切な役割分担の下で、政府一体となった取組を行うべきである。</p> <p>① 基幹統計（基幹統計調査）のうち、これまで統計委員会に諮問されていない統計を中心に、統計法施行状況報告に基づく実施状況を踏まえ、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等を計画的に確認する。</p> <p>② 統計委員会における諮問審議の答申に記した今後の課題について、一定期間以上対応状況が確認されていない基幹統計に関するフォローアップを計画的に実施する。また、統計調査の実施現場の状況を理解するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会における審議に活用する。</p> <p>③ 基本計画部会の下にワーキンググループを設置するなどして、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完（imputation）等、欠測値を含むデータの処理方法や非対称分布推計の見直し等）に関する研究の実施や、日本学術会議及び関連学会等との連携強化方を検討する。</p>	<p>基本計画を実効性のあるものとするためには、各府省間で密接な連携を図ることや施策の進捗状況を適時適切に点検し不断の推進を図ることが不可欠である。</p> <p>このため、各府省は、公的統計基本計画推進会議を通じた各府省間の連携を一層推進するとともに、第Ⅱ期基本計画に掲げた施策に応じて推進体制を再構築し、府省一体となった取組を促進する。</p> <p>また、統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画の施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策を更に推進するため、以下の取組を統計法第55条第3項に基づき重点的に実施する。</p> <p>第一に、経済・社会情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。</p> <p>第二に、統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」について、一定期間を経過したものからその対応状況を計画的にフォローアップする。また、統計調査の実施現場の現状を把握するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会の審議に活用する。</p> <p>第三に、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完、非対称分布推計の見直し等）に関する研究や日本学術会議及び関連学会との連携強化方策について検討し、取組の推進を図る。</p>

第4 基本計画の推進

2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進

平成24年度統計法施行状況審議結果（基本的な考え方）	第Ⅱ期基本計画諮問案
	<p>公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であり、社会の情報基盤としてあらゆる分野に関係するため、政府における各種法定計画等においても、「証拠に基づく政策立案」の推進や国際比較可能性の向上の観点から、それぞれの分野における統計の整備が必要に応じて掲げられており、統計に関する課題の解決に向けて連携した取組を行う必要がある。</p> <p>このため、第Ⅱ期基本計画の推進に当たっては、各種法定計画等における統計の整備及び当該分野における各種施策との整合性に留意するなど、政策の信頼性及び客観性の確保に資するよう取組を推進する。</p> <p>また、公的統計の整備に当たっては、幅広く国民の理解と協力を得ることが不可欠であることから、引き続き、国民に対する的確な情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。</p>

<各種法定計画等との整合性の確保>



整合性を持った各種施策の推進

<的確な情報提供の推進>

第I期基本計画(抄)

第4-2 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進

公的統計は、社会の情報基盤として国民生活に深く関わり、また、その作成に当たっては国民の協力が不可欠なものであることから、幅広く国民の理解と協力を得ることが重要である。

このため、基本計画の関係施策の情報をインターネット等により広く国民に提供するとともに、国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。

第3 ワーキンググループの審議を踏まえた提案事項

「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」への追加

- 「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定。下記参照)における実効性あるPDCAの実行に対応するため、第1-3「経済・社会の環境変化への的確な対応」を以下のとおり変更することを提案。(下線が変更部分)

3 経済・社会の環境変化への的確な対応

「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定。以下「骨太方針」という。)における①グローバル化を活かした成長(国際展開戦略)、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。

また、骨太方針における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)に基づく男女別等統計(ジェンダー統計)のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。

さらに、骨太方針における実効性あるPDCA^(注1)の実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。

(注1) 計画(Plan)－実施(Do)－点検・評価(Check)－施策の改善(Action)のサイクル

(以下略)

【参考】

「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月13日閣議決定)(抄)

第3章 経済再生と財政健全化の両立

4. 実効性あるPDCAの実行

政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである。以下の取組を通じて実効性あるPDCAサイクルを確立し、行政サービスのコスト削減・質の向上を図るとともに、政策目的に照らして効果の高いものに重点的に資源配分する。

- ・経済財政諮問会議において、経済再生、財政健全化に資する重要な対象分野について、実行取組状況等を踏まえながら適時検討を行い、PDCAの実効性向上を図る。その後も、経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、重点課題に係る政策について、PDCAの徹底(総合的な観点からの評価を重視)、エビデンスに基づく政策評価を確立する。あわせて、こうした評価に必要な統計整備を各政策実施府省において進める。